

平成24年度山村振興関係予算概算要求・要望額

府省庁名:農林水産省

(単位:億円)

事 項	平成23年度 当初予算額 (A)	平成24年度要求・要望額		対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	平成24年度 復旧・復興枠	備 考
		(B)	うち特別枠要望額				
1-1. 農林水産省(非公共)							
(1) 中山間地域等直接支払交付金(拡充)	270	260	-	△ 10	96%	-	中山間地域等において多面的機能を確保するため、平地との農業生産条件の不利を補正する交付金を、協定に基づき農業生産活動を継続して行う農業者等に農用地面積に応じて交付。
(2) 食と地域の交流促進対策交付金	17	15	-	△ 2	90%	-	食をはじめとする豊かな地域資源を活かし、農山漁村を教育、観光などの場として活用する、集落ぐるみの多様な都市農村交流等を促進する取組を支援するため、その推進体制の整備や実践活動などに必要な経費を国が集落等に直接支援。
(3) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	所要額 26	所要額 28	-	2	106%	-	荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う取組を総合的に支援。
(4) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(拡充)	184	104	-	△ 80	57%	43	地方自治体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備等の総合取組を交付金により支援。 (振興山村等条件不利地域については、一部事業メニューで交付率の嵩上げ等あり。)
(5) 強い農業づくり交付金	31 の内数	168 の内数	-	136	536%	-	国産農産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援。 また、鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画に基づく取組等を総合的に支援。(24年度より大括り化の方向で要求)
(6) 鳥獣被害防止総合対策交付金	113	-	-	△ 113	0%	-	鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画に基づく取組等を総合的に支援。24年度より強い農業づくり交付金に大括り化の方向で要求。
(7) 強い農業づくり交付金のうち 鳥獣被害防止総合対策	-	108	-	108	皆増	-	鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画に基づく取組等を総合的に支援。
(8) 産地活性化総合対策事業のうち 鳥獣被害対策支援事業	107 の内数	5	-	-	-	-	県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策を支援。
(9) 産地再生関連施設緊急整備事業(新規)	-	95 の内数	-	95	皆増	-	急激な円高による輸入急増や輸出減少、異常気象による収量・品質の低下等を招いている作目に必要な共同利用施設等の整備を緊急的に支援。
(10) 東日本大震災農業生産対策交付金(新規)	-	-	-	-	-	30 の内数	震災の影響により低下した生産力の回復、消費者の信頼回復や新たな高付加価値化、低コスト化に向けた取組を総合的に支援。
(11) 未来を切り拓く6次産業創出推進事業のうち 6次産業総合推進事業	9	8	-	△ 1	90%	-	農山漁業者等の6次産業化を推進するため、農山漁業者等による新商品開発や販路開拓などの積極的な取組を促す環境づくり等を支援。
(12) 未来を切り拓く6次産業創出事業のうち 6次産業化推進整備事業	10	23	-	13	234%	-	農山漁村の活性化に資する6次産業化を推進するため、農山漁業者等の加工・販売施設整備等を支援。

平成24年度山村振興関係予算概算要求・要望額

府省庁名:農林水産省

(単位:億円)

事 項	平成23年度 当初予算額 (A)	平成24年度要求・要望額		対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	平成24年度 復旧・復興枠	備 考
		(B)	うち特別枠要望額				
(13)振興山村・過疎地域経営改善資金	(10)	(10)	-	0	100%	-	就農研修及び就農準備に必要な資金の貸付け。 〔振興山村では償還期間・据置期間を延長〕 (例)青年の場合 償還期間(うち据置期間) 12年以内(4年以内) → 20年以内(9年以内)
(14)就農支援資金貸付金	(6)	(7)	-	0.4	107%	-	
(15)農業改良資金利子補給金	5	11	-	6	220%	0.9	農業経営の改善に向けたチャレンジ性のある取組を支援するのに必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が貸し付ける場合の利子補給。 〔振興山村では償還期限・据置期間を延長〕 (例)条件不利地域の場合 償還期限(うち据置期間) 10年以内(3年以内) → 12年以内(5年以内)
1-2. 農林水産省(公共)							
(1)農業農村整備事業	2,129	2,222	189	93	104%	452	農業生産力の強化に向け、基幹的水利施設の戦略的な保全管理や食料自給率の向上等に資する農業生産基盤整備の推進などについて支援。
(2)農山漁村地域整備交付金	318	333	48	16	105%	11	自治体が農山漁村地域のニーズに合った計画を自ら策定し、地域の自主性と創意工夫による農山漁村地域の整備を推進。 (平成22年度に実施していた本交付金メニューのうち、地域の主体的な判断に委ねることが適切と考えられるものは地域自主戦略交付金に移行。)
2-1. 水産庁(非公共)							
(1)強い水産業づくり交付金のうち 漁業者の共同利用施設整備等に対する支援	4	3	-	△1	80%	-	漁業の共同利用施設の整備等により、漁業経営の構造改善、漁港機能の高度化、担い手の確保等に係る地域の取組を支援。
(2)強い水産業づくり交付金のうち 産地水産業強化支援事業	32	35	-	3	111%	-	漁村の6次産業化を通じた産地の水産業強化の取組に対する支援。
2-2. 水産庁(公共)							
(1)水産基盤整備事業	724	761	110	37	105%	-	低位水準にある水産資源の回復に資する水産環境の整備、安全・安心な水産物供給のための衛生管理対策、漁港施設の老朽化対策を重点的に実施。
(2)農山漁村地域整備交付金(再掲)	318	333	48	16	105%	11	自治体が農山漁村地域のニーズに合った計画を自ら策定し、地域の自主性と創意工夫による農山漁村地域の整備を推進。 (平成22年度に実施していた本交付金メニューのうち、地域の主体的な判断に委ねることが適切と考えられるものは地域自主戦略交付金に移行。)

注1) 表中の事業については、振興山村等条件不利地域を対象にしたもの、振興山村で採択基準の緩和等優遇措置があるもの、事業内容的に振興山村での実施が見込まれるもの等であり、各事業の予算額については振興山村分として明確な区分ができないため、全国分を一括計上している。

注2) 融資及び貸付けは()書き。

注3) 特別枠要望額とは、「日本再生重点化措置」の要望額である。

注4) 復旧・復興枠とは、東日本大震災からの復旧・復興対策として要求する額である。

注5) 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。